

議会運営委員会記録

開会年月日	令和6年7月3日
開会時刻	午前8時59分
閉会時刻	午前9時09分
出席委員名	◎北村 勝 ○中村 功 大西要一 宮崎 誠
	上村和生 楠木宏彦 野崎隆太 吉井詩子
	浜口和久
	藤原清史 議長
	岡田善行 副議長
欠席委員名	なし
署名者	大西要一 宮崎 誠
担当書記	奥野進司
審査案件	1 本日の議事日程について
	2 伊勢市議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について
	3 次回の定例会の予定について
説明員	議会事務局長、議会事務局次長、議事係長
	総務部長、総務部参事、総務課長、総務課法制係長

会議の概要

北村委員長が開会を宣告。議長発言の後、直ちに会議に入り、会議録署名者に大西委員、宮崎委員の両委員を指名した。

「本日の議事日程について」を議題とし、杉原議会事務局長から別紙のとおり、追加報告案件が送付されたことによる議事日程の変更についての説明をしたところ、発言もなく、議会事務局説明のとおり決定した。

次に、「伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について」を議題とし、奥野議事係長から別紙のとおり説明があり、大西委員から、資料1の下線部の「他の条例の規定により従前の例によることとされ」とあるが、そのように規定している条例があるのかとの質問に対し、奥野議事係長から、現在のところそのような条例を定める予定はないこと、条例を施行するまでに日があることから、検察庁から追加するよう指導があったため追加するものであることの説明があり、そのほか発言もなく、12月定例会で協議することを確認した。

次に、杉原議会事務局長から、「次回の定例会の予定について」、9月9日月曜日から10月8日火曜日までの30日間で、また、開会前の議会運営委員会については、9月2日月曜日、午前10時に開会予定である旨の説明があり、議会運営委員会を閉会した。

上記署名する。

令和6年7月3日

委員長

委員

委員

議会運営委員会 事務局説明文（令和6年7月3日）

【本日の議事日程について】

それでは、議長に代わりまして、御説明申し上げます。

本日の議事日程につきましては、さきの議会運営委員会で御決定いただいておりますが、当局から、「報告第8号 専決処分事項の報告について」の報告議案が追加送付されたことから、議事日程の変更案を作成いたしましたので、御説明申し上げます。それでは、日程案を御覧ください。

このあと午前10時に、本会議の継続会議を開き、「議案第66号」を上程し、関係常任委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

なお、採決につきましては、すべて起立採決とさせていただきますので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

次に、「議案第67号外6件一括」を上程し、所管常任委員会からそれぞれ審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「議案第74号」を上程し、総務政策委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「議案第75号」を上程し、総務政策委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「議案第76号」を上程し、教育民生委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「議案第77号」を上程し、総務政策委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「議案第78号」を上程し、総務政策委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「議案第79号」を上程し、総務政策委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「議案第85号」を上程し、産業建設委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「議案第86号」を上程し、総務政策委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「報告第8号」を上程し、当局説明の後、質疑いただきます。

次に、「発議第4号」を上程し、提案者説明、質疑等の後、委員会付託を省略して、御決定いただきます。

また、意見書につきましては、配付・共有しておりますのでよろしくようお願いいたします。

以上で、本定例会提出の全議案を議了し、閉会となりますが、議会閉会后、「広報広聴検討分科会」をお開きいただくことと、いたしております。

本日の日程は、以上でございます。よろしく御審査のほど、お願い申し上げます。

【伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について】

それでは、「伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について」、御説明いたします。

4月26日の議会運営委員会におきまして、刑法等の一部改正に伴う「伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について」を協議をいただき、改正案について決定をしていただきました。

その後、津地方検察庁に「伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について」事前協議をしましたところ、指導・指摘を受け、改正条例案を修正しております。

資料1をお願いいたします。

指導・指摘をもらい修正した箇所ですが、附則の第3項を追加しております。

本条例の施行後にした行為に対して、つまり、令和7年6月1日以降にした行為に対して、ほかの条例において、以前の条例の規定に基づく罰則が適用され、その罰則に改正前の刑法に規定する懲役、禁錮が含まれる場合、それぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と読み替える規定を追加しております。

こういった条例は、伊勢市において現在制定をしておりませんか、本条例施行までに定められたときに対応できるよう、検察庁から指導がありましたので、修正をしております。

そのため、今回のお示しした案をもって、12月定例会で協議いただくこととさせていただきたいと考えております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。